明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○登記手数料令等の一部を改正する政令（三三）　二
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四）　三
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（三五）　三

〔省　令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　三

〔告　示〕

○労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（厚生労働二四）　三五
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（同二五）　三七
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同二六）　三八
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇二）　三九
○屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示（同一〇三）　三〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
基本測量関係事項関係　三二
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四六
会社その他
会社決算公告　四七

本号で公布された法令のあらまし

◇登記手数料令等の一部を改正する政令（政令第三三号）（法務省）

一　登記手数料令の一部改正関係

1　登記事項要約書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第二項関係）

2　地図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第三項関係）

3　土地所在図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第四項関係）

4　登記所の使用に係る電子計算機と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書等の交付の請求に関する手数料を改めることとした。（第三条第一項～第三項関係）

5　登記簿又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第一項関係）

6　地図等の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第二項関係）

7　製造中の船舶の登記がないことの証明についての手数料を改めることとした。（第六条関係）

8　印鑑の証明書の交付についての手数料を改めることとした。（第一〇条第一項関係）

9　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料を改めることとした。（第一〇条第二項関係）

10　商業登記法第一二条の二第一項各号に掲げる事項の証明についての手数料を改めることとした。（第一一条関係）

二　鉱害賠償登録令の一部改正関係

鉱害賠償登録簿又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第三項関係）